

第 98 号議案

豊後大野市消防団条例の一部改正について

豊後大野市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

消防団員の定員の見直し、団員報酬及び費用弁償の増額並びに所要の改正を行いたいの
で、この案を提出するものである。

豊後大野市消防団条例の一部を改正する条例

豊後大野市消防団条例(平成17年豊後大野市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1,321人」を「1,080人」に改める。

第7条第1項第3号中「第5条第2号」を「前2号」に改め、同条第2項第1号中「前項第1号、第2号及び第4号」を「第5条第1号、第2号及び第4号」に改める。

第16条第3項第1号及び第2号中「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 消防学校に入校の場合 1日つき 5,000円

第16条に次の1項を加える。

4 前項第2号に掲げる出動であって、1回の出動につき半日を超えて職務に従事した場合にあつては、同号に定める額に2,500円を加算した額を費用弁償として支給するものとする。

別表団長の項中「128,000円」を「132,000円」に改め、同表分団長の項中「55,000円」を「60,000円」に改め、同表副分団長の項中「37,000円」を「38,000円」に改め、同表部長の項を削り、同表班長の項中「21,000円」を「26,000円」に改め、同表団員の項中「19,000円」を「22,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の出動等に係る費用弁償から適用し、施行日前の出動等に係る費用弁償については、なお従前の例による。